

2020年7月

各位

新潟県労働金庫

社会福祉協議会「緊急小口資金」（特例貸付）の 申込み取次業務の延長について

日頃より格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

この度、当金庫において2020年4月30日（木）より取り扱っております社会福祉協議会の「緊急小口資金（特例貸付）」の取次業務につきまして、2020年9月30日（水）まで延長することとしましたのでご案内いたします。

なお、取次にあたりましては、お客様の健康・安全を最優先として、お申込み書類の交付および手続きについては原則郵送により承りますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 延長後の取扱い期間

2020年4月30日（木）～9月30日（水）まで

2. 取扱内容

(1) 申込書類の交付

ご自宅宛に郵送させていただきますので、以下の連絡先までお電話でご請求ください。

【申込書類のご請求（郵送）】

新潟ろうきん 業務統括部

☎0120-480-975（9:00～17:00／平日のみ）

なお、現住所と住民票記載住所が一致しない場合は、お住まいの市区町村社会福祉協議会に直接ご相談ください。

(2) お申込みの受付

申込書類に同封した返信用封筒にてご返送ください。

3. 「緊急小口資金」に関するお問い合わせ

【お問い合わせ先】

●【厚生労働省】個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

☎0120-46-1999（9:00～21:00／土日・祝日含む）

●社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会 生活支援課

<http://www.fukushiniigata.or.jp/>

以上